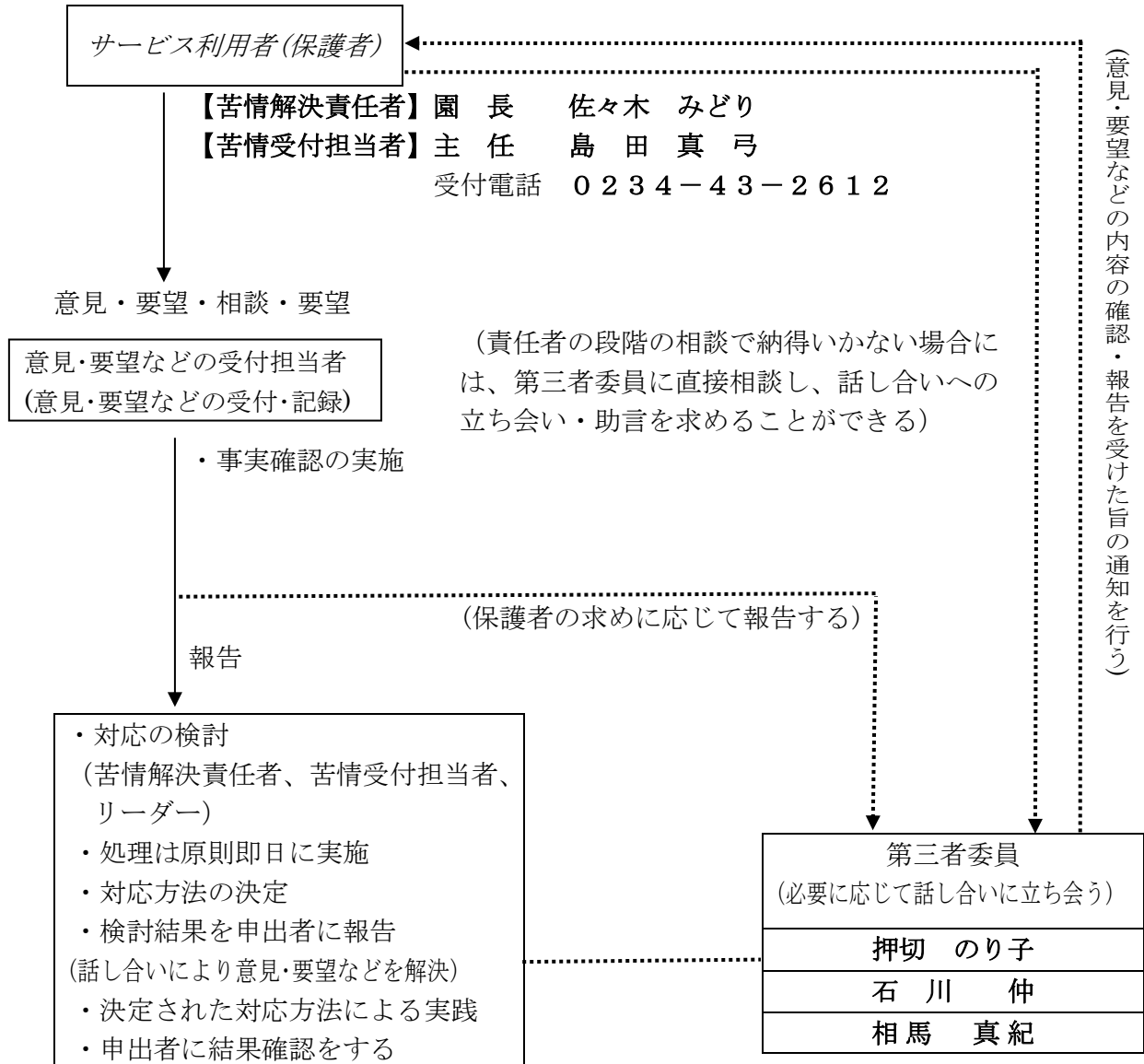


すくすく保育園

保護者等からの苦情・相談・意見・要望に対する解決のためのしくみ



※ 相談解決の結果(改善事項)は、口頭もしくは文書で責任者から保護者に報告する。

※ 以上のしくみで解決できない意見・要望について、保護者は県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできる。